

東京医科歯科大学正常解剖の解剖体の取扱いに関する規則

〔平成16年 4月 1日〕
規則 第198号

第1条 この規則は、東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における医学又は歯学に関する正常解剖の教育・研究に資することを目的として、将来死亡の際、その死体を本学に提供する旨の申出があった場合及び死体が本学に提供された場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条 本学における正常解剖の解剖体の取扱いについては、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号。以下「保存法」という。）、医学及び歯学の教育のための献体に関する法律（昭和58年法律第56号。以下「献体法」という。）並びに医学及び歯学の教育のための献体に関する法律に基づく正常解剖の解剖体の記録に関する省令（昭和58年文部省令第27号。以下「省令」という。）又はその他の法令に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

第3条 死体の取扱いに当たっては、特に礼意を失わないように注意しなければならない。

第4条 学長は、死体提供の通知を遺族又は関係者から受けたときは、所要書類作成の上、死体を引き取るものとする。

第5条 解剖に関する遺族の承諾については、保存法第7条及び献体法第4条の定めるところによる。

第6条 学長は、死体を受領したときは、省令にもとづき、当該死体に関する記録を作成してこれを保存するものとする。

第7条 学長は、解剖終了後、市町村長発行の埋火葬許可証により火葬に付するものとする。

第8条 学長は、火葬終了後、遺骨を速やかに遺族に返還するものとする。ただし、引取者のない遺骨は、本学納骨堂に埋蔵するものとする。

第9条 学長は、解剖体追悼式を毎年1回行うものとする。

第10条 学長は、献体法に基づく献体者の遺族が文部科学大臣の「感謝状」を希望する場合は、その贈呈を文部科学大臣に申請し、これを遺族に伝達するものとする。

第11条 本学に、正常解剖の業務の円滑な運営を図るため、正常解剖業務運営協議会を置く。

第12条 学長は、第1条の趣旨に基づく生存中の者からの献体の申出があった場合は、献体に関する案内を行うものとする。

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月18日規則第80号）

この規則は、平成23年8月18日から施行する。

附 則（平成29年1月26日規則第16号）

この規則は、平成29年1月26日から施行し、平成29年1月1日から適用する。